

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給  
付等を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令  
（昭和五十五年政令第百七十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令和六年度における恩給改定率）</p> <p>第一条 令和六年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、一・〇二七とする。</p> <p>（扶助料等の年額に係る加算額に加算する額）</p> <p>第二条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、六千四百円とする。</p> <p>2 昭和五十一年改正法附則第十四条第二号に規定する政令で定める額は、三千六百円とする。</p> <p>3 昭和五十一年改正法附則第十四条第三号に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。</p> <p>4 昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。</p> <p>5 昭和五十一年改正法附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。</p> <p>（平成二十年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料等の年額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 平成十九年改正法附則第四条第四項の規定により読み替えられた昭和五十一年改正法附則第十五条第四項</p>	<p>（令和五年度における恩給改定率）</p> <p>第一条 令和五年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、一・〇〇〇とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 平成十九年改正法附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五</p>

に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる傷病者遺族特別年金の年額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

十一年法律第五十一号)附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる傷病者遺族特別年金の年額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額） 第二条 法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、<u>八十二万</u>円とする。</p>	<p>（法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額） 第二条 法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、<u>八十一万</u>円とする。</p>